

郵送による住民票・戸籍謄抄本の請求について(法人請求)

戸籍法の一部を改正する法律並びに住民基本台帳法の一部を改正する法律により、平成 20 年 5 月 1 日から証明書を交付請求する際に本人確認及び代理権限の確認が必要となりました。

請求する際は、次の書類等が必要となりましたので留意してくださいますようお願いいたします。

なお、記載内容及び書類不備があった場合には、ご返却させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

法人からの住民票の写し、戸籍の附票 郵送請求について

【必要な書類】

1. 請求書(以下の記載がある任意の様式で構いません)

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の代表者名
- (3) 代表者印もしくは社印の押印
- (4) 事務所の所在地(証明書の返送先もこちらの住所となります)
- (5) 住民票の場合:対象者の氏名、住所、生年月日
戸籍の附票の場合:対象者の氏名、生年月日、本籍地、筆頭者氏名

(6) 請求書類

例: 住民票の写し 1 部、戸籍の附票 1 部

(7) 具体的な請求理由

例: 請求者甲は乙に対し、平成●年●月●日に返済期限を平成●年●月●日と定め、●●万円を貸し渡したが、●●万円が未返済のまま、乙が居住不明となったことから、貸金の返還を求めるにあたり、乙の記載されている住民票によって現住所を確認する必要があるため

(8) 担当者氏名

2. 疎明資料(契約書の写し等)

3. 請求の任にあっている者の身分証明書の写し

(官公署が発行した免許証・住民基本台帳カード・健康保険証等)

4. 請求の任にあっている者が社員の 경우에는、法人名(支店名)、所在地(支店所在地)の記載がある社員証の写し、社員証に法人名(支店名)、所在地(支店所在地)が記載されていない場合には、社員証の写しと併せて、法人名(支店名)、所在地(支店所在地)の確認が出来る資料(ホームページ、パンフレット、事業所一覧等)の写し、若しくは、社員証に記載されている法人代表者からの委任状

5. 返信用封筒(返送先の住所・法人名を記入し、郵便切手を添付)

6. 手数料(定額小為替 [ゆうちょ銀行])

■その他

※ 各証明書の返送先は請求書に記載されている事務所在地となります。

添付されている請求者の社員証の写し若しくは事業所一覧等により返送先を確認させていただきます。

※ 証明書の手数定額小為替でお釣のないように請求してください。

(山田町の場合:住民票の写し、戸籍の附票:1 通 300 円)

※ 定額小為替の受取人等の欄は記入しないでください。

※ 各市町村によって手数料が異なりますので、ご確認していただくよう、お願いいたします。

法人からの戸籍謄抄本 請求について

【必要な資料】

1. 請求書（以下の記載がある任意の様式で構いません）

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の代表者名
- (3) 代表者印もしくは社印の押印
- (4) 事務所の所在地(証明書の返送先もこちらの住所となります)
- (5) 対象者の氏名、本籍地、生年月日、筆頭者氏名
- (6) 請求書類

例：戸籍謄本 1部

(7) 具体的な請求理由

例：請求者甲は乙に対し、平成●年●月●日に返済期限を平成●年●月●日と定め、●●万円を貸し渡したが、●●万円が未返済のまま、乙が平成●年●月●日死亡したことから、未返済分の返還を求めるにあたり、乙の記載されている戸籍によって相続人を特定する必要があるため

(8) 担当者氏名

2. 疎明資料（契約書の写し等）

3. 対象者(債務者)の死亡の記載がある住民票等の写し

※ 請求書に死亡日の記載がある場合は添付する必要はありません。

4. 法務局が発行する法人の登記簿謄本、代表者事項証明書、履歴全部事項証明書のいずれかの原本(3ヶ月以内に発行されたもの)

※ 平成22年6月1日の戸籍法施行規則等の改正に伴い、法人の登記簿謄本、疎明資料の原本還付を希望される場合は、原本と相違ない旨を記載し、社印の押印された謄本(写し)を原本とともに、提出してください。

5. 請求の任にあたっている者の身分証明書の写し

(官公署が発行した免許証・住民基本台帳カード・健康保険証等)

6. 請求の任にあたっている者が社員の場合には、法人名(支店名)、所在地(支店所在地)の記載がある社員証の写し、社員証に法人名(支店名)、所在地(支店所在地)が記載されていない場合には、社員証の写しと併せて、法人名(支店名)、所在地(支店所在地)の確認が出来る資料(ホームページ、パンフレット、事業所一覧等)の写し、若しくは、社員証に記載されている法人代表者からの委任状

7. 返信用封筒(返送先の住所・法人名を記入し、郵便切手を添付)

8. 手数料(定額小為替 [ゆうちょ銀行])

■その他

※ 各証明書の返送先は請求書に記載されている事務所在地となります。

添付されている請求者の社員証の写し若しくは事業所一覧等により返送先を確認させていただきます。

※ 証明書の手数定額小為替でお釣のないように請求してください。

(山田町の場合:戸籍謄抄本:1通 450円、改製原戸籍・除籍謄本:1通 750円)

※ 定額小為替の受取人等の欄は記入しないでください。

※ 各市町村によって手数料が異なりますので、ご確認していただくよう、お願いいたします。

(2018.12.13)